

地 域 指 定 年 度	平 成 21 年 度
計 画 策 定 年 度	平 成 21 年 度
計 画 見 直 し 年 度	令 和 4 年 度

奄美農業振興地域整備計画書

令和4年11月

鹿 児 島 県 奄 美 市

目 次

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
（1）土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
① 現況農用地についての農用地区域の設定方針	2
② 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針	3
③ 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針	3
④ 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針	3
（2）農業上の土地利用の方向	4
ア 農用地等利用の方針	4
イ 用途区分の構想	7
① 名瀬A地区（上方地区）	7
② 名瀬B地区（下方地区）	7
③ 名瀬C地区（古見方地区）	7
④ 住用A地区（東城地区）	8
⑤ 住用B地区（住用地区）	8
⑥ 笠利A地区（須野～土浜）	8
⑦ 笠利B地区（用安～打田原）	8
⑧ 笠利C地区（前肥田～外金久）	8
⑨ 笠利D地区（川上～佐仁）	9
⑩ 笠利E地区（用～辺留）	9
ウ 特別な用途区分の構想	9
2 農用地利用計画	9
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	10
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	10
（1）名瀬地域（名瀬A地区、名瀬B地区、名瀬C地区）	10
（2）住用地域（住用A地区、住用B地区）	11
（3）笠利地域（笠利A地区、笠利B地区、笠利C地区、笠利D地区、笠利E地区）	11
2 農業生産基盤整備開発計画	11
3 森林の整備その他林業の振興との関連	13
4 他事業との関連	13
第 3 農用地等の保全計	14
1 農用地等の保全の方向	14
2 農用地等保全整備計画	14
3 農用地等の保全のための活動	14

4	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	15
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	15
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	16
(1)	名瀬地域	
ア	農地保有合理化事業の推進と担い手育成	16
イ	地域農業集団の育成	16
ウ	農作業の受委託の促進	16
エ	地力増進と環境にやさしい農業	16
オ	農用地の利用を促進するための推進体制等	16
(2)	住用地域	
ア	地域農業集団の育成対策	17
イ	農用地の集団化対策	17
ウ	農作業の受委託と農作業の共同化対策	17
エ	農業生産組織の育成対策	17
(3)	笠利地域	
ア	地域農業集団の育成対策	18
イ	農用地の集団化対策	18
ウ	農作業の受委託と農作業の共同化対策	18
エ	農業生産組織の育成対策	18
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第5	農業近代化施設の整備計画	18
1	農業近代化施設の整備の方向	18
(1)	品目別整備の方向	19
(2)	地区別の整備の方向	20
2	農業近代化施設整備計画	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	20
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	21
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	21
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	21
3	農業を担うべき者のための支援の活動	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	23
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	23
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	23
3	農業従事者就業促進施設	23

4	森林の整備その他林業の振興との関連	23
第8	生活環境施設の整備計画	24
1	生活環境施設の整備の目標	24
2	生活環境施設整備計画	24
(1)	名瀬地域	24
(2)	住用地域	25
(3)	笠利地域	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	25
第9	付図	25
別記	農用地利用計画	
(1)	農用地区域	
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	
(2)	用途区分	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

平成18年3月20日、1市1町1村（旧名瀬市、旧笠利町、旧住用村）の合併により、新たに奄美市として誕生した本市は、東経129度29分45秒・北緯28度22分25秒に位置し、鹿児島県本土から南西に約380km下った奄美大島の北部に位置する群島の拠点都市で、南は太平洋に、北は東シナ海に面し、奄美大島全体の約4割を占め、中核都市としての機能を持つ名瀬地域（旧名瀬市）、緑豊かな森林と清流を持つ住用地域（旧住用村）、広い農地と美しい海岸線を持つ笠利地域（旧笠利町）で構成されており、飛び地合併により、市の北部約5分の1が切り離されて存在する形態となっている。

北部飛び地は笠利地域であり、山の少ないなだらかな地形と美しい海岸線を有している。南部の名瀬・住用地域は大半を山岳部で占められており、学術的にも貴重な動植物が生息している。市内最高峰は金川岳（528m）で主な河川は住用川（16.5km）、役勝川（14.5km）などである。

奄美大島の気候は亜熱帯海洋性で、四季を通じ温暖である。降水量は全般的に多く、年間2,800mmの雨が降る。1961～1990年（昭和36年～平成2年）の30年間の統計によると、平均気温は10℃以下になる日がなく、梅雨は本土より1ヶ月早く、5月上旬に始まり6月下旬に終わる。台風の影響を受ける地域でもあり、年間4～6回程度接近し、被害をもたらしている。

名瀬地域は、奄美大島の北部に位置し、北東は龍郷町、南西は住用地域、大和村と急峻な山岳で隣接し、南東部は太平洋、北西部は東シナ海に面している。地形は、東西17km、南北19kmで、平坦地における農地のほとんどは旧三方地区にあり主要河川に沿って広がっている。土地利用については、総面積12,810haのうち林野面積が約81%の10,350haを占めており、山間部は樹園地として開発が進んでいる。

名瀬地域における農業振興地域の総面積は787haで、うち傾斜地の耕地面積は約200haである。良好な都市環境の形成、水源のかん養、災害の防止等、多くの公益的機能を持っている農地や森林などについて、農業・林業施策などによる保全を図るとともに、必要に応じて開発を抑制し計画的な保全を図り、防災機能や生物多様性の保全などに配慮しつつ、市民が自然環境や農業・林業にふれることのできる場を形成する。また、このような取り組みを通じて、都市住民と農業者との交流・連携による地域の活性化や、農地・森林の荒廃防止及び活用を図る。

住用地域は、大島本島の中部に位置し、北は名瀬地域（旧名瀬市）、大和村、西に宇検村、南は瀬戸内町、と各々稜線で境をなし、東部は住用湾を抱え太平洋に面している。地形は、南北21.9km、東西45kmで総面積11,765haの94%は急峻な山岳地帯である。地質は、北西部は粘板岩、北東部は粘板岩、凝灰岩層であり、市地区は頁岩層と花崗岩層がある。また、和瀬の一部に頁岩層がある。農地のほとんどは、河川の流域に帯状に分布している。

土地利用については、総面積11,765haのうち、国有林等規模の大きい森林や自然公園法特別保

護地区を除いた2,108haが農業振興地域である。今後更に、農業生産基盤の整備を進め、優良農地の確保に努める。現在14haの水田については、土地基盤整備（畑地転換）により減少するが、畑としての高度利用を図っていく。樹園地については、本地域の重点振興作目である果樹（たんかん、津之輝）を推進しており、防風対策を十分に行い樹園地の拡大を図る。

笠利地域は、奄美群島大島本島の北端に位置し、南西側が龍郷町に接続し、三方を海に囲まれている。地形は東西に狭く南北に長い地形で、総面積は6,019haで、うち1,142haが農業振興地域である。本地域を縦走する小高い山々によって東部地区と西部地区に二分され、その土地条件も明確に異なっている。

降雨量は5～6月の梅雨期と8～9月の台風襲来期に年間雨量の60%が集中しており、一方で夏季にしばしば干ばつに悩まされることがある。

土地利用については、本地域では農業を基幹産業として位置づけているが、集落周辺の農地は将来用途地域の拡大、または、道路や各種用地として確保し、集落内にある農地についても土地利用上は住宅地として農用地区域からは除外するが、今後とも本地域全体における土地の有効利用を基本として、優良農地の確保に努める。

イ 農用地区域の設定方針

① 現況農用地についての農用地区域の設定方針

奄美市内にある現況農用地 1,934haのうち、（ア）～（ウ）に該当する農用地約 1,668haについて農用地区域を設定する方針である。

（ア）集団的に存在する農用地 167ha

（イ）土地改良事業又はこれらに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る地域内にある土地 1,097ha

- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く）
- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
- ・埋立て又は干拓
- ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

（ウ）（ア）及び（イ）以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地 404ha

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

名瀬地域、笠利地域

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画	位 置 (集落名等)	面 積			備 考
		農用地	森林 その他	計	
集落居住区域の農用地	名瀬地域 (芦花部・仲・小宿) 笠利地域 (29 集落)	3ha 306ha	-	309ha	集落周辺の宅地化が進みつつある農用地
土地利用の混在等により農用地以外の用途への需要が見込まれる農地	名瀬地域	73ha	-	73ha	森林・自然的条件から農業の近代化を図ることが相当でない農用地
計		382ha		396ha	

② 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

③ 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

名瀬地域内にある農業用施設用地のうち、①において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在、または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要のあるもの及び次に掲げる 2ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置（集落名）	面 積	農業用施設の種類
畜 舎	笠利地区 (万屋・和野) 奄美市肉用牛集合同地	4ha	牛 舎
奄美市農業研究センター	名瀬 C 地区 (古見方地区) 名瀬朝戸	14ha	事務所兼研修施設 農機具格納庫、管理棟 ビニールハウス 畜舎、堆肥舎
計		18ha	

④ 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況山林・原野については、農用地区域の農用地に隣接する山林・原野を農業の近代化や経営規模の拡大を図るため将来樹園地として開発し、山間部の山林・原野やその他の土地 55ha については採草放牧地として設定する。

名瀬地域

土地の種類	所在（位置）	所有権者 又は管理者	面 積	利用しようとする用途	備 考
山林・原野	名瀬A（上方）	民有林	56ha	農 地	天然林
	名瀬B（下方）	市有林 民有林	80ha 60ha	農地 採草放牧地	天然林
	名瀬C（古見方）	民有林	25ha	農 地	天然林
その地	名瀬B（下方）	市有林	19ha	採草放牧地	天然林
計			240ha		

（農地台帳より参照）

住用地域

土地の種類	所在（位置）	所有権者 又は管理者	面 積	利用しようとする用途	備 考
山林・原野	住用A（東城）	民有林	1.2ha	農 地	天然林
	住用B（住用）	民有林	0.7ha	農 地	天然林
計			1.9ha		

（農地台帳より参照）

笠利地域 該当なし

（２）農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市における農用地区域面積は 2,108ha、田 54ha、畑 1,475ha、樹園地 468ha、採草放牧地 54ha、農業用施設用地 7ha、森林原野その他 50ha である。

名瀬地域は傾斜地の耕地面積が約 200ha で農地造成等により、果樹団地が形成されている。平坦地における農業は、農家の経営規模面積が極めて少なく、また高齢化等により遊休地が点在し、有効利用が図られていない状況である。このため農地中間管理事業を活用し、農地の流動化を推進する。また今後、「人・農地プランの実質化」により担い手育成と農業後継者の確保に努める。

兼業農家・高齢者農家に対しては、生産グループの育成を推進し、地元市場向け野菜栽培を進め、地産地消の推進を図る。

住用地域及び笠利地域は、地域ごとの重点作物を中心とする複合経営に対応した土地利用を推進し遊休農地等の流動化に努め、土地基盤設備後の農地についても引き続き有効利用を進め農業生産の向上を図る。

① 名瀬地域

(ア) 名瀬上方（芦花部～大熊）（以下「名瀬A地区」という。）

本地区は、6集落からなり、農用地区域面積は166haで、都市計画区域と山間部における農業振興区域が重複する地域である。本茶地区では、山間部や傾斜地に団体営農地開発事業で、たんかん、津之輝等を中心に樹園地が形成されている。

(イ) 名瀬下方（小宿～朝仁）（以下「名瀬B地区」という。）

本地区は、4集落からなり、農用地区域面積は239haで小宿から福里、里地区については、たんかん、すもも等が栽培されている。平坦地については、野菜栽培を主体に推進する。

(ウ) 名瀬古見方（朝戸～伊津部）（以下「名瀬C地区」という。）

本地区は7集落からなり、農用地区域面積は332haで山間部を中心にたんかん、津之輝等の樹園地が形成されている。平坦地については、さとうきび、パッションフルーツ、野菜等など島内市場向けの栽培が盛んである。

② 住用地域

(ア) 住用（城～見里）（以下「住用A地区」という。）

本地区は5集落からなり、農用地区域面積は88haで見里地域以外は土地改良事業により90%のは場整備率であり、作目はたんかんを中心に、飼料作物の規模拡大を進め、集団化することにより農地としての効率的な利用を進める。

(イ) 住用（西仲間～市）（以下「住用B地区」という。）

本地区は7集落からなり、農用地区域面積は91haで、たんかんを中心にパッションフルーツ、実エンドウ、かぼちゃ等が栽培されている。今後は、農地の流動化を推進するとともに後継者の育成を図り、当地区にあった土地利用で経営規模の拡大を図る。

③ 笠利地域

(ア) 笠利（須野～土浜）（以下「笠利A地区」という。）

本地区は10集落からなり、農用地区域面積は661haで、和野集落以外は土地改良事業により90%のは場整備率である。さとうきび、肉用牛、果樹（たんかん、マンゴー、パッションフルーツ）野菜（かぼちゃ、スイカ、きゃべつ）、花き（スターチス、トルコギキョウ、ストレリチア）や観葉植物等の栽培が盛んであり、笠利地域の農用地の60%が本地区にあり農業の中心地区である。貯水量95万トンの須野ダムの完成により農業用水の確保が図られており、今後も複合経営の取組やさとうきび・飼料作物により、農地の有効利用に取り組む。

(イ) 笠利（用安～打田原）（以下「笠利B地区」という。）

本地区は5集落からなり、農用地区域面積は130haで、さとうきび、観葉植物、たんかん等など島内市場向け野菜の栽培が盛んである。今後も、各集落の立地条件を活かした作物選定により農地の有効利用に取り組む。

(ウ) 笠利（前肥田～外金久）（以下「笠利C地区」という。）

本地区は4集落からなり、笠利地域の経済的中心地である。農用地区域面積は169haで、さとうきび、たんかん、パッションフルーツ、マンゴー、実エンドウなど島内市場向け野菜の栽培が盛んである。また、ドラゴンフルーツやパパイヤ等の島外出荷に取り組んでおり、立地条件を活かした作物選定により、農地の有効利用に取り組む。

(エ) 笠利（川上～佐仁）（以下「笠利D地区」という。）

本地区は4集落からなり、農用地区域面積は82haで、笠利地域の最北部にあるため季節風の影響が少ないさとうきび、肉用牛、採卵鶏・ブロイラー、養豚、田芋の栽培が盛んである。今後は、本地区にあった土地利用により農地の有効利用に取り組む。

(オ) 笠利（用～辺留間）（以下「笠利E地区」という。）

本地区は5集落からなり、農用地区域面積は100haで、さとうきび、たんかん、かぼちゃ、島内市場向け露地野菜の栽培が盛んである。今後も、本地区にあった土地利用により農地の有効利用に取り組む。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
①名瀬A (上方地区)	157	157	0	3	3	0	0	0	0	6	6	0	166	166	0	0
②名瀬B (下方地区)	188	188	0	51	51	0	0	0	0	0	0	0	239	239	0	50
③名瀬C (古見方地区)	331	331	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	332	332	0	0
計	676	676	0	54	54	0	0	0	0	7	7	0	787	787	0	50
④住用A (城～見里)	88	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	88	0	0
⑤住用B (西仲間～市)	91	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91	91	0	0
計	179	179	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	179	179	0	0
⑥笠利A (須野～土浜)	661	661	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	661	661	0	0
⑦笠利B (用安～打田原)	130	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	130	0	0
⑧笠利C (前肥田～外金久)	169	169	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	169	169	0	0
⑨笠利D (川上～佐仁)	82	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82	82	0	0
⑩笠利E (用～辺留)	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	0	0
計	1142	1142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1142	1142	0	0
合計	1997	1997	0	54	54	0	0	0	0	7	7	0	2108	2108	0	50

(農用地一覧より参照)

イ 用途区分の構想

① 名瀬上方地区（以下「名瀬A地区」という。）

本地区は、市街地の東部に位置し、都市計画区域と山間部における農業振興地域が重複する地域である。本茶地区では、山間部に団体営農地開発事業で樹園地が造成され果樹の団地が形成されている。

（ア）名瀬A（輪内地区）

本地区は、都市計画区域編入に伴い、住宅地と混在した都市と農村が共生する都市型農業地域として位置付けられている。このため、遊休地を利用した菜園や従来から盛んに行われている山林・傾斜地を利用した果樹栽培などを推進する。

（イ）名瀬A（芦花部・有良地区）

本地区は、高齢化の進行や地形的に基盤整備事業の導入が困難なため面積拡大が図られない状況にあり、軽労力で生産可能な軟弱野菜の栽培を促進する。

② 名瀬下方地区（以下「名瀬B地区」という。）

本地区は、東シナ海に面した市街地の西部に位置し、傾斜地については果樹を主体に、平坦地については、野菜栽培を主体に推進する。

（ア）名瀬B（知根地区）

本地区は、本地域の特産品である果樹（たんかん・すもも）生産地として位置づけている。また、果樹栽培に加えて、野菜栽培の拡大が期待されるので、地産地消に寄与できる地区である。引き続き、果樹生産地としてのかんがい整備に努め、また、地産地消を確立するためにも引き続き野菜栽培の面積拡大を推進する。

（イ）名瀬B（小宿地区）

本地区は、本地域の特産品である果樹（たんかん・すもも）生産地として位置づけられている。また、果樹の栽培面積の拡大やモノラック等の整備も進み、果樹振興のモデル地区として期待される。今後は、果樹生産地としての園地の整備に努め、また、ハウス等の施設整備や面積拡大を進め、野菜栽培との複合化を図りながら地産地消運動の確立に努めていく。

③ 名瀬古見方地区（以下「名瀬C地区」という。）

本地区は市街地の南西部に位置し、太平洋に流れ込む大川の流域に本地域農地の50%以上を有する農業生産地帯である。また、（公財）奄美市農業研究センターの研修修了生による施設園芸・果樹等新たな営農が展開されつつある。山間地域では、農地開発事業・農業構造改善事業等で造成された果樹団地が形成されている。

（ア）名瀬C（大川地区）

本地区は、農地の区画整理やかんがい排水等の基盤整備が進み、農産物の重要な供給基地として、また、新規就農者が就農しており、本地域農業の拠点地区として位置づけられている。また、各集落のコミュニティー活動が盛んであり、組織の育成を図り、地元市場に出荷する体制を図っていく。山間部は、果樹栽培の適地であり、たんかんの栽培が盛んに行われ

ている。

(イ) 名瀬C（崎原地区）

本地区は、たんかんや野菜を中心とした農業振興を推進している。山間の狭隘な地形のため基盤整備が困難な地域であり、農地の有効利用を図り生産性の向上を図る。

④ 住用A地区（東城地区）

(ア) 本地区の川内川流域に属する平坦部の農用地概ね 54ha に果樹、野菜を組み合わせた複合経営が定着している。今後とも土地改良事業を導入し優良畑地帯として確保する。

(イ) 本地区の城集落の周辺部の農用地 8ha については、その 44%が水田として残っている。一部マコモが栽培されているが、今後、水田を畑地化とする土地改良事業を導入し、優良畑作地帯として土地利用を推進する。

⑤ 住用B地区（住用地区）

(ア) 本地区の住用川流域に属する平坦部の農用地約 59ha については、基盤整備が進み、果樹（たんかん）を推進している。今後、優良樹園地地帯として土地利用を図る。

(イ) 本地区の役勝川流域に属する平坦部の農用地と国道 58 号線の左側山間部に属する農用地 30ha については、果樹（たんかん）が定着し、当地区で住用地域植付面積の 60%を占めている。今後とも優良樹園地地帯として確保する。更にアヤス地区への橋梁、農道を整備し、農地の有効利用を図り生産性の向上を図る。

(ウ) 本地区の太平洋海岸に面した平坦部に属する農用地概ね 38ha については田から畑へ基盤整備が進み、総体的には、畑であるが山間部には樹園地として利用され、畑については、いんげん、かぼちゃを中心に農地の利用を促進している。今後とも優良畑地帯として土地利用を推進する。

⑥ 笠利A地区（須野～土浜）

(ア) 笠利地域の農用地の 60%が本地区にあり農業生産の中心地区である。土地改良事業により 90%のは場整備率である。さとうきび、肉用牛、果樹（たんかん、マンゴー、パッションフルーツ）、野菜（かぼちゃ、スイカ、キャベツ）、花卉（スターチス、トルコギキョウ、ストレリチア）や観葉植物等の栽培が盛んである。貯水量 95 万トンの須野ダムの完成により、農業用水の確保が図られており、今後も複合経営の取り組みや、さとうきび・飼料作物により、農地の有効利用に取り組む。

⑦ 笠利B地区（用安～打田原）

(ア) 本地区はさとうきび、観葉植物、たんかん、島内市場向け野菜の栽培が盛んである。今後も各集落の立地条件を活かした作物選定により農地の有効利用に取り組む。

⑧ 笠利C地区（前肥田～外金久）

(ア) 本地区は 4 集落からなり笠利地域の経済的中心地である。さとうきび、たんかん、パッションフルーツ、マンゴー、実エンドウなど島内市場向け野菜の栽培が盛んである。また、ドラゴンフルーツやパパイア等の島外出荷に取り組んでおり、立地条件を活かした作物選

定により、農地の有効利用に取り組む。

⑨ 笠利D地区（川上～佐仁）

（ア）本地区は4集落からなり、笠利地域の最北部にあるため季節風の影響が少ないさとうきび、肉用牛、採卵鶏・ブロイラー、養豚、田芋の栽培が盛んである。今後は、本地区にあった土地利用により農地の有効利用に取り組む。

⑩ 笠利E地区（用～辺留間）

（ア）本地区は5集落からなり、さとうきび、たんかん、かぼちゃ、島内市場向け露地野菜の栽培が盛んである。今後も、本地区にあった土地利用により農地の有効利用に取り組む。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。（付図1号）

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農用地区域内の設定状況は、農地 1,997ha、採草放牧地 55ha、農業用施設用地 7ha、山林原野その他 50ha となっており、農業振興地域における農用地区域の面積設定率は 21.6%である。土地基盤整備の状況は、基盤整備促進事業、県営畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業等により 74%の整備率である。

今後も農地の集団化、農業経営の合理化等を図るため各種事業を積極的に導入し、農業基盤の整備を推進する。

(1) 名瀬地域（名瀬A地区、名瀬B地区、名瀬C地区）

本地域の農用地区域に含まれる現況農用地の内訳は田 30ha、畑 195ha、樹園地 450ha、採草放牧地 55ha である。このうち田、畑について 100%の整備率である。これまで農業農村整備は、ほ場整備、農道整備、かんがい排水等の補助事業が導入され、総合的な整備が推進されてきている。地域住民も貴重な社会資本であるとの意識高揚もあり、荒廃農地の解消を推進しながら適切な維持に努めている。しかし、排水不良農地や水田からの畑地転換の遅れについては、今後の課題である。

今後とも、農業の総合化等を目的とした基盤整備促進事業等を積極的に導入し、農地の利用集積を図り、効率的かつ収益性の高い営農を展開するほ場整備、農畜産物の効率的な流通を図るための農道の整備、農地の排水改善及び侵食防止を図り、安定的な農産物の生産のための農業排水等の整備を行う。

ア 名瀬A地区

本地区農用地区域は、水田は主として芦花部地区に、畑は有良、有屋集落周辺に散在している。また、樹園地は本茶地区に集団的に団地が存在する。これまで多くの基盤整備事業が導入されており、特に樹園地の開発では団体営農地開発事業により約 80ha が整備された。今後は整備された農地等の有効利用を図りつつ農道整備を推進し、生産性の向上に努める。

イ 名瀬B地区

本地区農用地区域は、小宿大川水系と知名瀬川水系及び根瀬部集落周辺に属する畑、山間部及び傾斜地に属する樹園地からなる。年次的に整備が進められ農畜産物の安定生産が図られている。今後は、農道改良を含め農業用排水の整備を図り農業経営の向上と地域の活性化に資する。

ウ 名瀬C地区

本地区は本地域で最も耕地が開けた地区で大川水系に属する大川地区と小湊山田川水系の小湊地区に田、畑が混在している。また、安木屋場、ボレ松、根山等には果樹園地が集合している。これまで水田から畑地への整備が進められ、換金性の高い作目等が導入され安定生産が図られている。今後とも、中山間地域総合整備事業や基盤整備促進事業により未整備地区の整備を早急に取り組み亜熱帯性気候の特性を生かした農業の展開に努める。

本地区内の朝戸、西田、西仲勝、伊津部勝、前勝集落については、大川農業集落排水事業により集落の生活排水及びし尿の処理施設の水質保全を図り、生産性の高い営農体系を確立する。

(2) 住用地域（住用A地区，住用B地区）

本地域内の農用地区域は、**農地 179ha**となっている。

土地基盤整備の状況は、全面的な整備を目指し、団体営農開発事業、団体営土地改良総合整備事業、基盤整備促進事業等の円滑な推進により、53%が整備されている。今後県営事業を主体とした広域的な基盤整備に努める。

(3) 笠利地域（笠利A地区，笠利B地区，笠利C地区，笠利D地区，笠利E地区）

本地域の農用地区域内に含まれる農用地等 **1,142ha** である。

土地基盤整備の状況は、全域的な整備を目指し、県営畑地帯総合土地改良事業、農地開発事業の円滑な推進により、78%が整備されている。今後更に優良農地の開発造成に努める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業種目	受益地区	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事概要	事業主体	予定 工期	対図 番号
県・(整)農道・集落道整備事業	住用	76	50	路面補修 1 式 橋梁補修 1 式	県	R6～ R10	1
団・(競)農業競争力強化農地 整備事業	西仲勝	5	54	農道 1420m	市	R2～ R5	2
県・(競)農業競争力強化農地 整備事業	大川	185	2045	管水路 43800m	県	R6～ R15	3
団・農地耕作条件改善事業	笠利	16	82	農道 1150m	市	R2～ R6	4
団・(競)農業競争力強化農地 整備事業	西仲勝	5	30	農道 750m	市	R9～ R11	5
団・(競)農業競争力強化農地 整備事業	西仲勝	5	35	農道 930m	市	R8～ R10	6
団・(競)農業競争力強化農地 整備事業	須野	8	40	農道 800m	市	R3～ R6	7
団・(競)農業競争力強化農地 整備事業	和野	5	90	農道 1400m	市	R6～ R8	8
団・(競)農業競争力強化農地 整備事業	西仲勝	5	35	農道 1200m	市	R6～ R9	9

団・(競)農業競争力強化農地整備事業	西仲勝	6	47	農道 900m	市	R7～ R9	10
団・(競)農業競争力強化農地整備事業	和野	5	83	農道 1000m	市	R11～ R13	11
団・(競)農業競争力強化農地整備事業	手花部	5	72	農道 900m	市	R7～ R9	12
団・(競)農業競争力強化農地整備事業	笠利	6	50	農道 300m	市	R9～ R15	13
県・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策	大川	197	100	管水路 300m	県	R6～ R8	14
県・(整)農道・集落道整備事業	下方	200	100	路面補修 3000m 法面補修 1 式	県	R8～ R11	15
団・農地耕作条件改善事業	大川	20	60	排水路 500m	市	R6～R8	16
県・(交)農地整備事業	笠利	51.7	1047	畑かん施設 51.7ha	県	H22～ R4	17
県・(交)農地整備事業	笠利	116.7	537	農道 4692m 土層改良 105ha	県	H25～ R6	18
県・(交)農村集落基盤再編・整備事業	住用	79	921.823	農道 5286m 用排水 路 9095m 利活用施 設 1 箇所	県	H25～ R4	19
県・(交)農地整備事業	あやまる	69.3	272	畑かん施設 69.3ha	県	H29～ R6	20
県・(交)農地整備事業	笠利	77.5	317	土層改良 63.8ha 農道 2140m	県	H30～ R7	21
県・(交)農地整備事業	古見	355	148.76	路面補修 1645m 法面補修 1 式	県	H31～ R6	22
県・(交)農地整備事業	手花部	91	80	路面補修 1 式 橋梁補修 1 式	県	R6～ R9	23
団・(交)農業集落排水事業	用安	19	807	処集 1 地区	市	H28～ R8	24

県・(交)農村集落基盤再編・整備事業	住用	50	1000	農道 5000m 用排水路 10000m	県	R10～ R18	25
--------------------	----	----	------	-------------------------	---	-------------	----

別紙の通り（付図２号）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

4 他事業との関連

ア グリーン・ツーリズムの推進

全国的にも多くの市町村で地域の独自性を発揮した体験型農業が実施されている。本市集落環境を維持していくには、定住人口を維持していくことに加え、交流人口を増加していくことも必要です。このため、地域特有の伝統・文化等を活かし、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等、農村・漁村のライフスタイルを実感できる体験メニューの開発による都市農村の交流を促進する。

イ 市民農園による農業への理解の推進

市民農園は、レクリエーション、自家消費用の野菜の生産、高齢者の生きがいつくり及び児童の教育など多様な目的で利用されている。今後は、市民農園の充実を図り、自然とふれあう癒しの場として利用者の交流機会の拡充に努める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

全国に比べて急速に進む高齢化と農業従事者の減少傾向により、荒廃農地が増加傾向にある。良好な都市環境の形成、水源のかん養、災害の防止等、多くの公益的機能を持っている農地や森などについて、農業・林業施策などによる保全を図るとともに、必要に応じて開発を抑制し、計画的な保全を図り、農地や森林などが持つ防災機能や生物多様性の保全などに配慮しつつ、市民が自然環境や農業・林業にふれることのできる場を形成する。また、このような取り組みを通じて、都市住民と農業者との交流・連携による地域の活性化や、農地・森林の荒廃防止及び活用を図る。

2 農用地等保全整備計画

事業種目	受益地区	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事概要	事業主体	予定工期	対図番号
県・(競)水利施設等保全高度化事業	笠利	50	190	土層改良 50ha	県	R8～ R13	1
県・(競)水利施設等保全高度化事業	あやまる	50	140	畑かん施設 50ha	県	R7～ R11	2
県・(競)水利施設等保全高度化事業	笠利	50	190	土層改良 50ha	県	R9～ R14	3
県・(競)水利施設等保全高度化事業	須野	350	500	畑かん施設更新 1 式	県	R7～ R12	4
県・(防)調査計画事業	笠利外	21	1.8	ため池豪雨耐性評価 1 式	県	R4～ R4	5
県・(交)水質保全対策事業	手花部	34.6	447	流出水対策(沈砂地) 12 箇所 発生源対策(勾配抑制) 9ha	県	H27～ R5	6

別紙の通り (付図 3 号)

3 農用地等の保全のための活動

農業者の高齢化等による耕作放棄や管理不十分な農地については、各集落による話し合い等における人・農地プランや農用地等の管理耕作等への支援、認定農業者等担い手農家への農地の利用集積を行う。また、水土里サークル活動により集落における点検や話し合いを開催し集落営農の仕組みづくり促進するとともに集落間の連携を強め、既存の農用地の保全、荒廃農地の解消を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は亜熱帯性の温暖な気象条件を生かして、基盤整備が進んでいる北部の笠利地域においては、さとうきびを中心に畜産、園芸等の農業生産が展開されており、市街地を抱える名瀬地区及びマングローブ等豊かな自然の残る住用地区においては、傾斜地及び山間部で、たんかん、すもも等の果樹の生産活動が、平坦地においては野菜を中心とした露地及び施設園芸、畜産などの生産活動を展開している。

また、近年はパッションフルーツ、マンゴー等亜熱帯果樹の生産も増加している。

今後も、各地域の特色を活かし認定農業者等担い手農家を中心に高収益作物・作型を導入し生産の拡大を図っていく。

奄美市の他産業従事者と同水準の年間労働時間と生涯所得が確保できる農業経営の目標を次のとおりとする。

年間総労働時間 2,000 時間（主たる従事者 1 人当たり）

年間農業所得 280 万円（主たる従事者 1 人当たり）

	営農類型	目標規模	作目構成
個別経営	露地野菜専門	160a	かぼちゃ早熟 100a かぼちゃ抑制 60a
	さとうきび ※ハーベスター委託	1,500a	春植 100a 夏植 400a 株出 600a 新夏植 400a
	生産牛	600a	生産牛 30 頭
	露地果樹	300a	たんかん露地 300a
	施設露地	30a	マンゴー 30a
	露地果樹 施設果樹	110a	たんかん 100a パッションフルーツ 10a

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

土地利用型農業を推進し、意欲と能力のある農業者の経営規模拡大と生産性向上を達成するため、基盤強化促進事業を活用するとともに、共生・協働の農村づくり運動による合意形成活動をふまえた特色ある地域農業の目標や農業振興計画を基本に関係機関団体の連携のもとに次の施策を実施する。

ア 農用地の利用集積

農業経営基盤強化促進事業等の積極的な活用により、利用権の設定等の促進及び農地中間管理事業等など農作業受委託の積極的な促進を図り、経営規模の拡大を推進するとともに、生産性向上を図るため、農地の流動化・集団化及び農用地利用改善団体等の土地利用調整活動や人・農地プランの実質化による農地の流動化など作業条件の改善を進める。

イ 担い手の明確化

農業経営改善計画認定制度の普及を図りながら、効率的かつ安定的な農業経営の実施に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする意欲を持つ農業者を認定し、地域農業の担い手として明確化するとともに、これらの農業者に対する農用地の利用集積及び経営管理の合理化を図る。

ウ 農業生産法人の育成

地域及び営農の実態に応じた農作業受委託組織等の生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、経営全体としての体制が整った組織や個別経営体で規模拡大が進み経営管理の熟度が向上した経営については、必要に応じ法人形態への移行を誘導する。

エ 地域農業のシステム化

集落段階を基礎とした地域の関係者の意向を反映した形で、育成すべき経営体及び土地利用の明確化を図るため、集落営農の育成普及を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 名瀬地域

ア 農地中間管理事業の推進と担い手育成

農業従事者の高齢化、所有者不明農地など担い手不足が深刻化する中、安定的な経営体の育成・確保は必要不可欠な課題といえる。農地中間管理事業が平成27年から開始され令和3年度までの実績が約62haの農地集積を図ってきたが、今後とも本市農業を支える担い手育成のため農地中間管理事業を積極的に導入し、農地の集積を農業委員会など関係機関、団体一体となって推進する。

また、昭和60年度からスタートした農業後継者育成事業は、島内及び島外からのI・Uターン者に対し、2年間安心して農業経営及び技術に関する知識を習得できる研修制度である。ここ数年島外からの応募も多く、後継者育成・確保を図る上で期待されている事業となっており、今後も制度の充実継続に努め、研修生の経営安定を支援し、職場定着を図るための施策を講じていく。さらに、都市と農村の交流を機軸に奄美大島一円の広域的な連携を図りながら研修生の受入体制を構築するものとする。

イ 地域の実情に即した営農組織等の育成の方向

認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、話し合い活動による合意形成（人・農地プランの実質化）に努めこれを契機とし、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進する。

（「水土里サークル」活動は4組織 「人・農地プラン」数は古見方地区7集落 R4.2.25 実質化済 上方地区5集落 下方地区4集落）

ウ 農作業の受委託の促進

農作業の受委託を積極的に推進するために、農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋促進と効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織、または農家群の育成に努める。農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業委託の促進の必要性についての普及啓発を行うとともに、農地中間管理事業との連携の強化を図りまた、地域及び作業ごとの実情に応じた部分農作業受委託から利用権の設定への移行も促進する。

エ 地力増進と環境にやさしい農業

地力の増進対策については、耕地が土地基盤の新開地、開発農地及び山間の緩傾斜農地であるために、土地生産性が低く、土づくりの重要性が問われている。農家は化学肥料の依存度が高く、その傾向は高齢農家、兼業農家に多い。しかし、一部専業農家には堆肥、緑肥作物、ススキ等の有機物による土づくりが行なわれている。今後は農家へ土づくりの普及啓発を図り、全ての農家が地力の増進に取り組めるよう推進する。また、有機性資源を活用した環境にやさしい農業に取り組み、農薬、化学肥料の削減等市民に安心・信頼される農産物が流通する仕組みを構築し、市民生活や農業生産から生み出される有機性資源の農地への還元利用を推進する。

オ 農用地の利用を促進するための推進体制等

奄美市・奄美市農業委員会・大島支庁農政普及課・あまみ農業協同組合・（公財）鹿児島県地域振興公社が連携しながら農地中間管理事業を活用し、設定農業者等担い手農家が効率的、安定的な農業経営が行えるような農用地の利用集積を積極的に推進し、農業経営基盤強化の促進方策について一体となって協力し取り組む。

（２） 住用地域

ア 地域農業集団の育成対策

地域の農業生活環境等、地域の活性化を図るための話し合いの母体となる「水土里サークル」活動は４組織あり、また「人・農地プラン」数は市地区・住用地区・東城地区の３地区ある。奄美市、農業委員会、あまみ農業協同組合、大島支庁農政普及課が一体となり、連携をとりながら育成に努めるとともに、地域においては、集落推進員、集落リーダー等が主体となり、自主的な話し合いのもとに農地の流動化を促進し、農家の育成と農地の有効利用に努める。また、集落推進員、集落リーダー、各種生産組織、農家等の資質の向上を図る目的で年数回の研修を開催する。

イ 農用地の集団化対策

従来本地域の農地は、一筆当たり面積が小さく不整形なため、集団化が困難であったが、農業基盤整備事業の実施により、農地の集団化が促進されつつある。今後は、更に作物等の生産組織をつくり農地の流動化、集団化を促進し生産の合理化を図る。

ウ 農作業の受委託と農作業の共同化対策

本地域は零細規模の農家が多く、大型農業機械等の効率的な利用と経営安定を図るため、組織的受委託作業体制の整備を図る。また、生産性の低い農地が多く、不良土壌改善対策事業等を計画的に実施する。

また地区の集落営農組織を育成し、農作業の共同作業、機械類の共同利用を促進する。

エ 農業生産組織の育成対策

農業者の高齢化が進む中で農業生産の再編成を図り、農業の体制強化と生産性の高い農業の展開を行うため、技術、経営能力のすぐれた認定農業者等担い手農家を中心に各種機能を備えた生産組織を育成する。

(3) 笠利地域

ア 地域農業集団の育成対策

地域の農業生活環境等，地域の活性化を図るための話し合いの母体となる「水土里サークル」活動は15組織あり，中山間地域直接交付金事業により農地保全活動に7集落が取り組んでいる。また，人・農地プラン数は，節田地区・宇宿地区・笠利地区・赤木名地区・手花部地区・屋仁地区・佐仁地区・緑ヶ丘地区の8地区あるが，農業委員会，あまみ農業協同組合，大島支庁農政普及課とともに，地域における集落推進員，集落リーダー等が一体となり，自主的な話し合いのもとに農地の流動化を促進し，中核農家の育成と農地の有効利用に努める。また，集落推進員，集落リーダー，各種生産組織，中核農家等の資質の向上を図る目的で年数回の研修会を開催する。

イ 農用地の集団化対策

従来，本地域の農地は，一筆当たりの面積が小さく不整形なため，集団化が困難であったが，農業基盤整備事業の実施により，農地の集団化が促進されつつある。今後は，さらに作物等の生産組織をつくり農地の流動化，集団化を促進し生産の合理化を図る。

ウ 農作業の受委託と農作業の共同化対策

本地域は零細規模の農家が多く，一部大型農業機械の過剰投資の傾向がみられるため，さとうきび受託組合等を中心とする組織的受委託作業体制の整備を進め，大型農業機械等の効率的利用と経営安定を図る。農地の深耕は，不良土壌改善対策事業等を計画的に実施する。

また，地区の生産組合組織を育成し，農作業の共同作業，機械類の共同利用を促進する。更に植え付けから刈取りまでの機械化一貫体系を推進する。

エ 農業生産組織の育成対策

農業者の高齢化，兼業化が進む中で農業生産の再編を図り，農業生産体制の強化と生産性の高い農業の展開を行うため，技術，経営能力の優れた中核的な認定農業者等担い手農家を中心とする営農組織を育成する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

奄美における農業は夏～秋期の台風・豪雨・干ばつに大きく影響され，農業経営の不安定要因の一つとなっている。このような課題を解決するため防災営農は不可欠となっている。このため，農産物の安定と品質の向上を図るための防災営農が重要であり，須野ダムを始めとした灌漑排水施設を整備してきたところであるが，大川ダムにおける排水システムについても経年しており，適切な時期に更新を図る。また未整備地域における施設化を早急に進める。また，果樹産地としてのブランド確立のため，平成24年度に奄美大島選果場の整備を行い選果機の耐用年数による修繕も多く，計画的な修繕により長寿命化を図る。また，循環型のシステム構築のための市場の機能を高めることで農林水産業だけでなく島内

のあらゆる分野で積極的に展開することを目的に平成22年に奄美市地方卸売市場の整備を行っている。

笠利地域においては農業構造改善事業等各種事業により、さとうきび作農業関係施設の整備は進んでいるが、労働不足による「働き方改革」に対応した施設整備を促進していく。さとうきび以外の農作物についても、今後特産野菜を中心に新たな作物導入を推進しながら、これらに併せて近代化施設の整備を図る。

特に、下記施策への対応を図る。

ア さとうきび作における機械化一環体系への対応

生産組織を中心とするホイトラクターの導入や受託組合を中心としたハーベスター、プランターによる機械化一貫体系の確立を図る。

イ 新たな作目への対応

集団化施設、冷蔵施設、育苗施設、共同大型ハウス整備

ウ 集出荷における高付加価値への対応

果実等の加工施設の整備

エ 畜産団地化への対応

集中糞尿処理システムの導入、堆肥舎の整備等の各種近代化施設の整備

これら近代化施設については、農業近代化資金、奄美群島開発資金、(株)日本政策金融公庫資金、農業近代化資金等各種制度資金を活用し、個別整備にとどまらず、集団化、広域的整備を目指す。

(1) 品目別の整備の方向

ア 果樹

たんかんは奄美市の基幹作目であり、栽培面積の拡大と単収量の増加を図り、経営規模拡大を推進し、共同出荷の推進を図るため、選果場の整備を行う。

イ さとうきび

さとうきびは奄美市の基幹作目であり、令和2年産における単収4,454kg/10aであるが、増産計画における令和7年目標は5,547kg/10aを計画している。この目標を達成のため、地力の増強、栽培管理の徹底、機械化一貫体系構築を図り、認定農業者等担い手農家の経営規模の拡大及び作業受委託体制の育成、機能強化やスマート農業等による取組みを実施し生産量の拡充を図る。

ウ 野菜

輸送野菜の重点作物である、かぼちゃ、いんげんの生産団地を育成するとともに、生産拡大推進及び施設化による商品性の向上を図るための各種事業導入を進める

エ 花卉

地域の特性を生かした切花産地を育成するため、需要の動向に即した商品選定、栽培技術の改善による品質向上及び流通体制の整備拡充を図り、またビニールハウス、かんがい施設等の整備を進める。

オ 肉用牛

肉用牛専作経営及びさとうきびとの複合経営では、肉用牛の改良増殖、飼養管理の改善及び飼料作物の作付けを促進し、自給飼料を確保し、低コスト生産を進める。

また、排泄物を利用した良質堆肥の生産、利用を推進する。

(2) 地区別の整備の方向

ア 名瀬A地区（上方）

本地区は、都市計画地域と山間部の農業振興地域が重複する地域で、芦花部・有良・浦上・有屋・仲勝地区に小団地として農業振興地域が散在し、山間部の本茶地区に樹園地が存在する。

今後は農道・林道の整備や各種事業を導入し生産性の向上と経営安定を図る。

イ 名瀬B地区（下方）

本地区は、平坦地において野菜栽培を行い、傾斜地において果樹園が存在する。今後は、県営農地環境整備事業等により農道・農業用排水施設の基盤整備を行うとともに農地の流動化を進め、認定農業者等担い手農家に農地の集積を図り、経営規模拡大を図る。

ウ 名瀬C地区（古見方）

本地区は、研修修了生のほとんどが就農している地区であり、これまで多くの生産施設が整備され農家の経営安定に努めている。今後も、農業創出緊急支援事業等により生産施設の整備を図り、就農の促進を図り新規就農者の育成を図る。

エ 住用A地区（東城）

本地区は住用地域内では耕作面積が多い地区で、土地基盤整備に併せて、農地の流動化も促進され、果樹、肉用牛の複合経営が行われている。今後は、各種事業導入により生産性の向上と経営安定を図る。

オ 住用B地区（住用）

本地区は果樹を中心に肉用牛の複合経営が行われているが、高齢化、後継者不足により荒廃農地がみられる。今後は、更に農地の流動化を進め、認定農業者等担い手農家に農地の集積を図り、経営規模拡大を図る。

カ 笠利A地区（須野～土浜間）

本地区は地域内でも耕作面積の多い地区で、土地基盤整備に併せて、農地の流動化も促進され、さとうきび、野菜、花卉、肉用牛の複合経営が行われている。今後は、各種事業導入により生産性の向上と経営の安定を図る。

キ 笠利B・C・D・E地区（用安・赤木名・手花部・前肥田・屋仁・佐仁・笠利・辺留）

耕作面積が少なく、さとうきびの単収が多いが、今後は基盤整備を促進し、さとうきびと野菜、果樹等を組み合わせた複合経営による生産拡大を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業を担うべき者の育成、確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

近年、新規就農者においては農業に対する価値観の変化や景気動向等、社会、経済的背景もあり、U・Iターン者を中心に女性も含め問合わせ等も増加傾向にある。このため、名瀬地区の（公財）奄美農業研究センターや笠利地区の営農支援センターにおいて就農を希望する農業後継者への技術・経営能力取得等の指導期間の延長や研修作物の見直しを行い、新規就農者の確保と定着に努めている。

また、施設整備については、多様化する農業技術に対応する農業用資材・機械も増加するため、老朽化施設の改修や新築等により施設の充実を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業就業人口の減少、農家の高齢化、兼業農家の増加など農家戸数は年々減少傾向にある中、担うべき者のための支援活動として、農業に関係のある大学又は、専門学校に進学する農業後継者へ奨学金制度を実施しており、地域内の研修施設においては、研修生に対しハウスを使用した実践的な技術指導を行っている。また、大島支庁農政普及課等と連携し研修中の研修生への農業次世代人材投資資金（準備型）や新規就農者への農業次世代人材投資資金（開始型）など認定農業者等担い手農家を対象とした農業の基礎的な知識を高めるための基礎講座や、自己の経営分析を行い、経営改善・合理化を図り安定した経営を目指すための、パソコンを使った農業複式簿記研修会を開催し、認定農業者に対する経営相談会を実施し、引き続き担い手の育成・確保に努めていく。

新規就農者サポート事業の設置

目 的	資 格	事業内容
就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける者に対し資金を交付する（準備型）	・就農後5年以内に認定新規就農者、又は認定農業者になる事 ・都道府県が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1200時間以上研修を受けること ・原則前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下である事	・交付対象者：就農予定時に49歳以下のもの ・交付額：最大150万円/年（最長2年間） ・交付主体：鹿児島県
次世代を担う農業者となることを目指し独立・自営就農する認定新規就農者に対し資金を交付する。（開始型）	・認定新規就農者であること ・経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を策定していること ・人・農地プランに中心経営体として位置づけられていること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること ・原則前年の世帯所得が600万円以下である事	・交付対象者：独立・自営就農時に49歳以下のもの ・交付額： 経営開始1～3年目150万円/年 経営開始4～5年目120万円/年 ・交付主体：奄美市

奄美市において新規に農業に従事する者に対して、初期の条件整備等の一部を援助することにより、営農意欲を高め、円滑な就農促進を図る	(公財) 奄美市農業研究センターで２年間研修修了後、奄美市において農業に従事する者に限る	(１) 鉄骨ハウスの無料貸付け (２) 土づくりの支援 (３) 農業機械手数料の一部助成 (４) 小農機具の無料貸付け
--	---	--

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実に努めるほか、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定等を基本とした休日制の導入促進や、高齢者・非農家等の労働力の活力スキームの整備に取り組む。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市は、農地中間管理事業や村づくり関連、その他中山間地域活性化等に係る新たな諸施策等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。また、青年等の就農促進に係る効率的な支援体制の整備を図るため、指導農業士や大島支庁農政普及課、奄美市農業委員会、あまみ農業協同組合、（公財）奄美市農業研究センター等との密接な連携を図るものとする。また、これらの青年等が、「人・農地プラン」に中心的な経営体として位置づけられるよう講じるとともに、事業等の積極的な活用、定期的な巡回指導や情報提供等により、さらに安定的な経営体に成長するような機会の提供を行う。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第8 生活環境の施設整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村地域においては過疎化と高齢化が進み、家庭における核家族化や地域における連帯感の消失等により集落機能の低下が見られる。さらに農業従事者の高齢化、農業担い手の不足等農業・農村を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。このような諸情勢の中で、農業後継者の育成はもとより中核的担い手農家の規模拡大や兼業農家も含め高齢の農業者、女性の農業者等むらづくりの話し合いの中で連帯感を醸成することが重要である。

一方、農村の環境整備は、生きがいのある農村社会そして市街地との交流ができる地域づくりを行うためにこれまで防災道路、緊急道路として集落道路の整備等を行ってきた。また、農村地域における生活環境の衛生面と地域の供用水域の水質汚濁を解決するため農業集落排水事業を導入し、供用を開始している。今後は、農家・非農家が一体となった地域共同作業や共生・協働の農村づくり運動を中心とした話し合い活動を一層促進し、地域住民の連帯感の向上を図るため集落の既存のコミュニティー施設の活用はもとより、地域活動の拠点の場としての農村公園の整備を図り「健やかに安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指す。また、公園機能を充実させる必要もある。

さらに、若者が希望を持って定住できるような農村生活環境の整備のために、公共下水道、農業集落排水施設、数地区での集会施設の整備を図り、豊かで活力に満ちた農村社会の建設を推進する。

2 生活環境施設整備計画

(1) 名瀬地域

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備 考	対図番号
		受益地区	受益面積		
農村整備事業 (農業集落排水事業) (知名瀬地区)	処理施設改修 一式 管路施設改修 一式	知名瀬	12.3ha	R3～6年度	1
農村整備事業 (農業集落排水事業) (小湊地区)	処理施設改修 一式 管路施設改修 一式	小湊	12.8ha	R5～8年度	2
農村整備事業 (農業集落排水事業) (名瀬勝地区)	処理施設改修 一式 管路施設改修 一式	名瀬勝	2.4ha	R5～8年度	3
農村整備事業 (農業集落排水事業) (大川地区)	処理施設改修 一式 管路施設改修 一式	朝戸・伊津部 勝 ・西田・西仲 勝 ・前勝	57.1ha	R5～8年度	4
合併処理槽設置事業	浄化槽 一式	奄美市	全域	H19～R5年度	5

(2) 住用地域

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備 考	対図番号
		受益地区	受益面積		
農村整備事業 (農業集落排水事業) (山間地区)	処理施設改修 一式 管路施設改修 一式	山間	14.5ha	R5～8 年度	6

(3) 笠利地域

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備 考	対図番号
		受益地区	受益面積		
特定環境保全 公共下水道事業 (大笠利地区)	処理施設改修 一式	大笠利・辺留 ・須野・用	81.0ha	R6～8 年度	7
特定環境保全 公共下水道事業 (赤木名地区)	管路施設 一式	赤木名	56.1ha	H24～R8 年度	8
農村整備事業 (農業集落排水事業) (宇宿地区)	処理施設改修 一式 管路施設改修 一式	宇宿	58.0ha	R7～R10 年度	9
農村整備事業 (農業集落排水事業) (用安地区)	処理場 一式 管路 一式	用安	19.1ha	H28～R8 年度	10
県・農業水路等長寿命化・ 防災減災事業のうち 長寿命化対策	ポンプ施設更新 1 式 屋根補修 1 式	須野	350ha	R5～R7 年度	11
県・農業水路等長寿命 化・ 防災減災事業のうち 長寿命化対策	揚水機場（電気設備更新）1 式 管水路 1 式 ファームボンド 1 箇所	節田	21h	R3～R5 年度	12

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし

第9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）
- 4 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）

別 記

農 用 地 利 用 計 画

鹿児島県奄美市

別記 農用地利用計画

1 農用地区域

(1) 現況農用地等に係る農用地区域

下表に掲げる土地を農用地区域とし、農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

① B欄は、地区・区域番号とし、農用地利用計画図の区域を示し、対象番号は、次のとおりとする。

(ア) 名瀬地域

1=A-1, 2=A-2, 3=A-3, 4=A-4 5=A-5, 6=A-6 7=B-1, 8=B-2,
9=B-3, 10=B-4, 11=C-1, 12=C-2, 13=C-3, 14=C-4, 15=C-5, 16=C-6,
17=C-7,

(イ) 住用地域

1=A-1, 2=A-2, 3=A-3, 4=A-4, 5=A-5, 6=B-1, 7=B-2, 8=B-3,
9=B-4, 10=B-5, 11=B-6,

(ウ) 笠利地域

1=A-1, 2=A-2, 3=A-3, 4=A-4, 5=A-5, 6=A-6, 7=B-1, 8=B-2,
9=C-1, 10=C-2, 11=C-3, 12=C-4, 13=D-1, 14=D-2, 15=D-3, 16=E-1,
17=E-2, 18=E-3

② 用途区分欄は、将来用途区分を示し、対象記号は、農（田）、農（普通畑）、農（樹園地）、採草放牧地、混木林地、農業用施設用地として表示する。

③ E欄は、現況土地区分を示し、対象記号は、11=農（田）、12=農（普通畑）、13=農（樹園地）、20=採草放牧地、30=混木林地、40=農業用施設用地、50=山林原野、60=その他とする。